

第129期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日から2020年3月31日まで

開催情報

日時 2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 イイノホール(飯野ビルディング4階)
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時まで

※詳細は5ページから6ページをご参照ください。

お願い

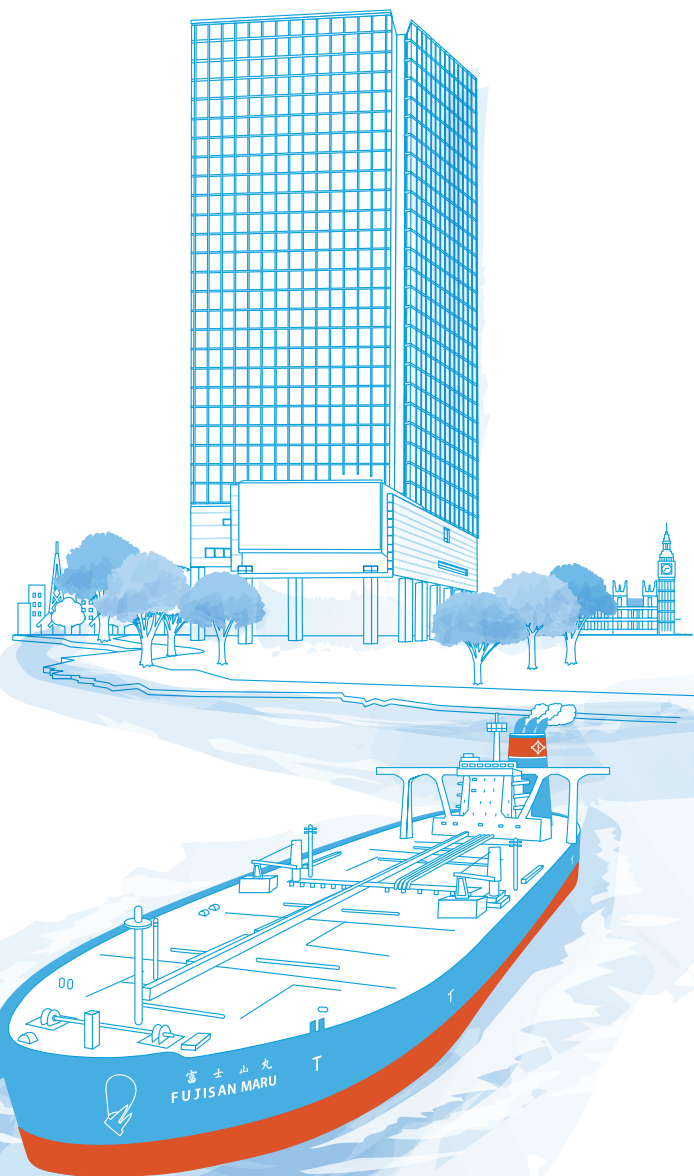
新型コロナウイルス感染防止の観点から、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

例年株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止いたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9119/>



飯野海運株式会社

証券コード：9119

株主の皆様へ



代表取締役社長

當 舎 裕 己

経営理念

- 安全の確保が社業の基盤
- よいサービスと商品を社会に
適正な価格で安定的に供給
- 取引先のニーズに迅速・的確に対応
- 社会的要請へ適応し環境に十分配慮
- 株主、そして役職員へのリターン
充実を目指し企業価値向上を志向

行動憲章

- 安全の重視
- 社会への貢献
- 取引先の尊重
- コンプライアンスと社会秩序の維持
- 差別の廃絶・人権の尊重
- 環境の保護
- 情報開示とコミュニケーション

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第129期定時株主総会招集ご通知（2019年4月1日から2020年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

当期の事業環境について

当期（2019年度）の世界経済は、米国の通商政策や各国経済の低迷により総じて減速基調で推移し、当期末にかけて新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の世界的な感染拡大で減速傾向がさらに強まりました。わが国経済は、雇用・所得の環境改善が続いていましたが、当期末にかけて感染症の影響により大幅に落ち込みを見せ、先行き不透明な状況となりました。

当期の取り組み・業績について

当社グループの海運業においては、オイルタンカーや大型ガスキャリアでは堅調に推移しましたが、ドライバルクキャリアでは感染症の影響もあり、当期末にかけて不透明感が強まりました。

このような中、オイルタンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入しましたが、入渠船があった影響等から損益が悪化しました。

大型ガスキャリアにおいては、支配船腹を中長期契約に継続投入することで安定収益を確保したことに加え、LPGキャリアの一部が好市況を享受しました。

また、内航・近海ガス輸送においても中長期契約に基づく安定的な売上確保と効率配船に努めました。また、メタノールを推進燃料とするのが可能な当社初の2元燃料主機関搭載船が竣工し、長期契約に投入されました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域からの数量輸送契約に加え、北アフリカからの燐酸液等を積極的に取り込むことにより稼働の維持に努めました。また、メタノールを推進燃料とすることが可能な当社初の2元燃料主機関搭載船が竣工し、長期契約に投入されました。

ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼働しましたが、ポストパナマックス船及びハンディ船では運航採算は市況と比較し堅調に推移したものの、市況悪化の影響を完全に避けることはできませんでした。

不動産業においては、人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により既存ビルを含めた全体の空室率は低下し、賃料水準は上昇傾向で推移しました。

そのような中、飯野ビルディングで一部テナントの移転に伴い空室が生じましたが、その後の好調なオフィスビル賃貸市況を反映し、新

規テナントの誘致に成功しました。一方、この移転時にLED照明の入替工事等を実施し、設備更新費用も増加したこと等から、同ビルは総じて減益となりました。また、当期末には次世代ビジネスへの取組みとして英国ロンドンにおいて、オフィスビルを取得しました。

以上の結果、売上高は891億79百万円（前期比5.1%増）、営業利益は39億76百万円（前期比16.8%減）、経常利益は34億55百万円（前期比26.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億88百万円（前期比19.1%減）となりました。

なお、当期末の配当につきましては、安定的、継続的な配当を継続するという当社基本方針に基づき、普通配当7円とし、中間配当5円とあわせ年間で1株当たり12円とさせていただきます。

中期経営計画について

当社グループは2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据え、2020年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」を策定しました。本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げます。そして本計画期間中においては、前中期経営計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである“IIINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IIINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当初グループの理解する共通価値の創造を目指して参りたいと考えております。

本計画において、当社グループは、増大する三国間輸送需要の取込みに向け、グローバルな事業展開の拡大を更に加速させます。また、変化の著しい社会環境及び海運市場への対応として、不動産事業及びエネルギー輸送への取組みを更に強化し、安定収益基盤の更なる盤石化を図ります。これら施策に加え、共通価値の創造を目指して社会的価値を創造するべく、サステナビリティへの取組みを加速して参ります。更に、環境・社会を意識した経営を進めるべくESG・SDGsへの対応を強化し、デジタル基盤を整備し新たな価値を創造するべくデジタルトランスフォーメーションの推進も加速させます。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ 1

招集ご通知 3

第129期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類 7

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

事業報告 16

連結計算書類 39

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

計算書類 41

- 貸借対照表
- 損益計算書

監査報告書 43

株主メモ 49

株 主 各 位

証券コード:9119
2020年6月10日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

飯野海運株式会社

代表取締役社長 當 舍 裕 己

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第129期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第129期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当社の対応について>

本株主総会会場においては、株主総会当日の状況に応じて、当社スタッフのマスク着用等、感染予防措置を講じて参ります。

<株主様へのお願い>

感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<来場される株主様へのお願い>

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。

また、ご来場の株主様で発熱が認められる方、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声がけをして入場をお控えいただくことがございます。

その他にも感染予防措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.iino.co.jp/kaiun>

なお、例年株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 決 権 行 使 の ご 案 内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2020年6月25日(木曜日) 午前10時

当日ご欠席の株主様



郵送にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



▶ 行使期限：2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2020年6月24日(水曜日) 午後5時入力分まで
インターネット等による議決権行使のご案内については6頁をご参照ください。

郵送とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◆ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告のうち「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類の他、上記の当社ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

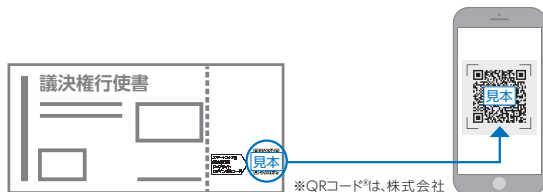
■ 当社ウェブサイト <https://www.iino.co.jp/kaiun>

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

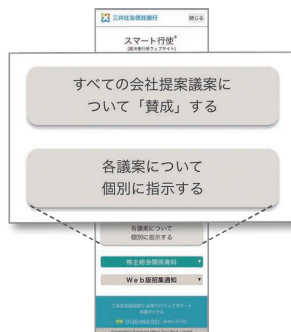
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



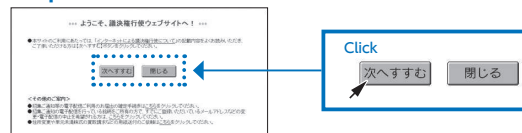
議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

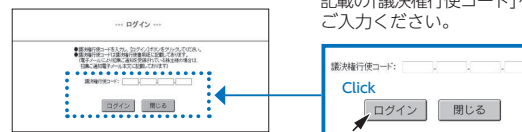
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要政策と認識し、安定的な配当を継続できるよう財務体質の強化と必要な内部留保の充実及び今後の経営環境の見通しに十分配慮して配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と経営環境などを総合的に勘案し、1株につき7円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり5円を加えた当期の年間配当金は1株当たり12円となります。

1

配当財産の種類
金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円
総額740,646,928円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 岡田明彦、小藺江隆一及び神宮知茂の3名は任期満了となります。また、本総会終結の時をもって取締役 荒木俊雄は辞任により退任いたします。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

	候補者番号		氏 名	生 年 月 日	再 任
	1	おかだ	あき ひこ 岡田 明彦	1959年12月21日生	
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
所有する当社株式の数 28,700株	1983年 4月	当社入社	2018年12月	当社代表取締役専務執行役員	
	2008年10月	当社経理グループリーダー		経営企画部管掌、事業開発 推進部管掌、人事部管掌、 経理部管掌、業務管理部 担当、ビル事業部担当、 不動産開発企画部担当	
取締役会への出席状況 100%(20回/20回)	2011年 6月	当社執行役員 財務グループリーダー委嘱	2019年 6月	当社代表取締役専務執行役員	
	2012年 6月	当社取締役執行役員 総務・企画グループリーダー委嘱		人事部管掌、経理部管掌、 ビル事業部管掌、不動産開 発企画部管掌、経営企画部 担当、業務管理部担当及び SR広報部担当（現任）	
	2014年 6月	当社取締役執行役員 不動産事業部担当	<当社における管掌・担当>		
	2016年 6月	当社取締役常務執行役員 総務・企画部担当	人事部管掌、経理部管掌、ビル事業 部管掌、不動産開発企画部管掌、経 営企画部担当、業務管理部担当、SR 広報部担当		
	2017年 6月	当社取締役常務執行役員 経営企画部担当 業務管理部担当 及び事業開発推進部担当	<重要な兼職の状況>		
	2018年 6月	当社代表取締役専務執行役員 経営企画部管掌、事業開発 推進部管掌、人事部管掌、 経理部管掌及び業務管理部 担当	イノホール(株)代表取締役社長		

候補者とした理由

岡田明彦氏は、経理・財務部門、総務・企画部門及び不動産事業部門での豊富な経験と知識を有しており、2018年6月より当社取締役専務執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

26,400株

取締役会への出席状況

95%(19回/20回)

候補者番号

氏 名

生年月日

2

お その え
小 蘭 江

りゅう い ち
隆 一

1960年12月22日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年10月 当社入社

2006年 6月 当社海運営業第5グループリーダー

2010年 6月 当社海運営業第5グループリーダー兼
IINO SINGAPORE PTE. LTD.
取締役社長

2011年 6月 当社執行役員海運営業第5
グループリーダー委嘱

2013年 6月 当社取締役執行役員
ケミカルタンカーグループ
担当

2016年 6月 当社取締役常務執行役員
ケミカル船第一部・ケミカル船
第二部担当

2017年 6月 当社取締役常務執行役員
ケミカル船第一部担当
ケミカル船第二部担当
及び海外戦略担当

2018年 6月 当社取締役常務執行役員
油槽船部管掌、ガス船部管
掌、ケミカル船第一部管
掌、ケミカル船第二部管
掌、海外戦略管掌、専用船
部担当及び不定期船部担当
(現任)

＜当社における管掌・担当＞

油槽船部管掌、ガス船部管掌、ケミ
カル船第一部管掌、ケミカル船第二
部管掌、海外戦略管掌、専用船部担
当及び不定期船部担当

＜重要な兼職の状況＞
なし

候補者とした理由

小蘭江隆一氏は、ケミカルタンカー部門での豊富な経験と知識を有しており、2016年6月より当社取締役常務執行役員を務め、同部門の営業力をさらに強化しております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏 名	生年月日
-------	-----	------

3	じん ぐう 神宮	とも しげ 知茂
---	-------------	-------------

1961年2月16日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行	＜当社における管掌・担当＞ 経理部担当
2006年10月 (株)みずほ銀行 恵比寿支店長	
2008年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 新宿営業部長	＜重要な兼職の状況＞ イイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長及び飯野システム(株)代表取締役社長
2011年 4月 同 執行役員名古屋営業部長	
2012年 4月 (株)みずほ銀行 常務執行役員 (営業店担当)	
2014年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員人事グループ長	
2015年 4月 (株)みずほ銀行常務執行役員 (営業担当)	
2016年 5月 当社顧問	
2016年 6月 当社取締役常務執行役員 経理部担当 (現任)	

所有する当社株式の数

19,900株

取締役会への出席状況

100%(20回/20回)

候補者とした理由

神宮知茂氏は、経理・財務部門での豊富な経験と知識を有しており、2016年6月より当社取締役常務執行役員を務め、当社グループの会計及び財務管理にあたっております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

12,500株

取締役会への出席状況

一％(一回/一回)

候補者番号

氏 名

生年月日

4

おお たに

大谷

ゆう すけ

祐介

1967年9月16日生

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社

＜当社における管掌・担当＞

2010年 6月 イイノガストランスポート(株)
営業グループリーダー

ビル事業部担当、不動産開発企画部
担当

2012年 6月 当社ガスキャリアグループ
リーダー

＜重要な兼職の状況＞

2014年 6月 当社ドバイ駐在員事務所代表

イイノエンタープライズ(株)代表取締役
役社長

2016年 6月 当社総務・企画部長

2017年 6月 当社経営企画部長兼事業開
発推進部長

2018年 6月 当社執行役員 経営企画部長

2019年 6月 当社執行役員 ビル事業部
担当、不動産開発企画部担
当 (現任)

候補者とした理由

大谷祐介氏はガス船部門及び総務・企画部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年6月より当社執行役員を務め、2019年6月からは不動産事業部門を担当し、同部門の営業力強化にあっております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 橋村義憲、堀之内博一及び山田義雄の3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



候補者番号	氏 名	生 年 月 日	
1	はしむら よしのり 橋村 義憲	1967年3月19日生	再 任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年 4月 旭硝子(株) 入社
1992年10月 中央新光監査法人 入所
1996年 4月 公認会計士登録
2004年 9月 橋村公認会計士事務所 開設
2004年10月 税理士登録
2016年 6月 当社常勤監査役(現)

所有する当社株式の数

4,900株

取締役会への出席状況

100%(20回/20回)

監査役会への出席状況

100%(15回/15回)

候補者とした理由

橋村義憲氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と知識を有しており、2016年6月より当社監査役を務めております。引き続き監査役として職務を適切に遂行できると判断しており、監査役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏 名	生年月日	
2	やま だ 山田 義雄	1948年5月23日生	再 任 社 外 独 立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
同年同月 本谷法律事務所入所
1988年 4月 中野・山田法律事務所開設
1989年 4月 山田法律事務所開設（現）
2018年 6月 当社監査役（現）

所有する当社株式の数

500株

取締役会への出席状況

100% (20回/20回)

監査役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者とした理由

山田義雄氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しており、2018年6月より当社社外監査役を務めております。引き続き社外監査役として職務を適切に遂行できると判断しており、監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は現に当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。



候補者番号 氏 名 生年月日

3 たか はし ひろし
高橋 洋

1954年9月3日生

新任
社外
独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月 日本開発銀行入行
2008年10月 (株)日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
2011年 6月 同退任
2011年 6月 スカイネットアジア航空(株) 代表取締役社長
2017年 6月 同退任
2017年 6月 (株)日本経済研究所 代表取締役社長(現)
2017年 6月 KNT-CTホールディングス(株) 社外取締役(現)
2018年 6月 宮交ホールディングス(株) 社外取締役(現)

<重要な兼職の状況>

(株)日本経済研究所 代表取締役社長
KNT-CTホールディングス(株) 社外取締役
宮交ホールディングス(株) 社外取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—%(一回/一回)

監査役会への出席状況

—%(一回/一回)

候補者とした理由

高橋洋氏は、金融機関における豊富な業務経験と知識を有しております。社外監査役として職務を適切に遂行できると判断しており、監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田義雄氏及び高橋洋氏は社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認された場合、当社は高橋洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結する予定です。
当社は橋村義憲氏及び山田義雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しており、本議案が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は高橋洋氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。また、当社は山田義雄氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ております。
5. 当社は山田義雄氏を買収防衛策に基づく特別委員会の委員に引き続き選任する予定です。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者(注5)
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間に於いて上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)前記4に関しては、過去3年間に於いて、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

以上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

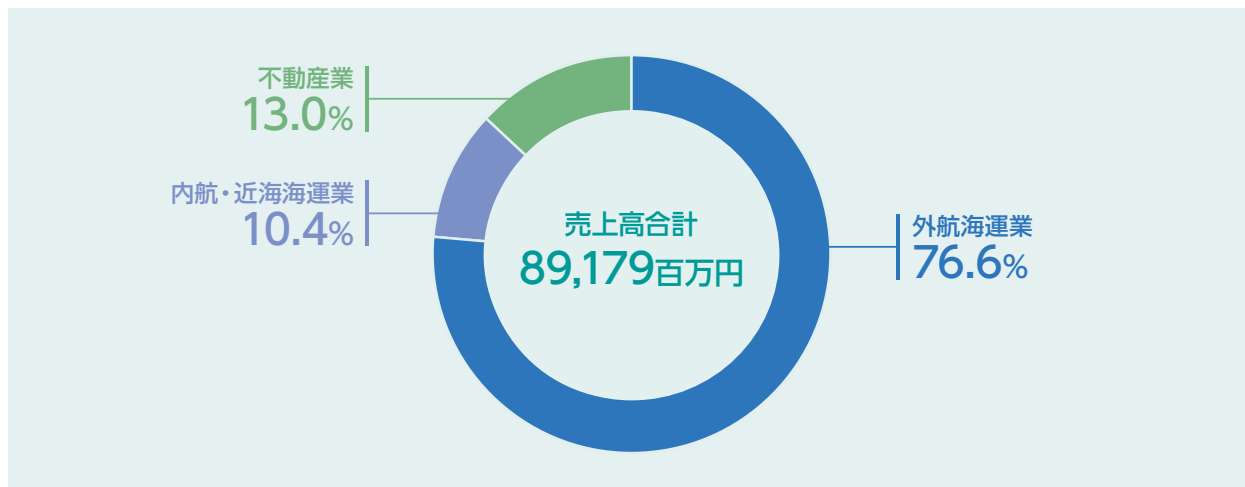
当連結会計年度の世界経済は、米国の通商政策や各国経済の低迷により総じて減速基調で推移し、当期末にかけて新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という）の世界的な感染拡大で減速傾向がさらに強まりました。米国では、中国との通商問題の緩和や個人消費の増加等から景気は緩やかな回復基調にありましたが、感染症の影響により下振れのリスクが高まりました。欧州では、独国の製造業の落ち込みや英国のEU離脱問題を巡る混乱に加えて、感染症の影響から景気は急速に減速しました。中国では、感染症の影響で経済活動が大幅に縮小し、景気は顕著に減速しました。

わが国経済は、雇用・所得の環境改善が続いていましたが、感染症の影響により大幅に落ち込みを見せ、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、オイルタンカーや大型ガスカリヤでは堅調に推移しました。しかしながら、ドライバルクキャリアでは感染症の影響もあり、当期末にかけて不透明感が強まりました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改への取り組みをはじめとして、効率配船及び運航採算の向上を図りました。不動産業においては、一部事務所テナントの移転に伴い空室が生じていた飯野ビルディングで、新規テナントの入居が開始される等、収益は改善に向かいました。

以上の結果、売上高は891億79百万円（前期比5.1%増）となりました。外航海運業においては増益になったものの、内航・近海海運業及び不動産業においては減益となったため、営業利益は39億76百万円（前期比16.8%減）、経常利益は34億55百万円（前期比26.5%減）となりました。また、売船市場の動向を見極め老齢船の処分を行い、固定資産売却益（特別利益）を計上したこと等から親会社株主に帰属する当期純利益は37億88百万円（前期比19.1%減）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第128期 (2018年度)		第129期 (2019年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	64,873	76.3	68,391	76.6	5.4%
内 航 ・ 近 海 海 運 業	9,427	11.1	9,244	10.4	△1.9%
不 動 産 業	10,669	12.6	11,667	13.0	9.4%
計	84,968	100.0	89,302	100.0	－
セグメント間の内部売上高又は振替高	△125	－	△123	－	－
合 計	84,843	－	89,179	－	5.1%

(注) △は減少を表示しています。

各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

683億91百万円

営業利益

6億51百万円

■ オイルタンカー

<一般概況>

オイルタンカー市況は、当期初においては製油所の定期修繕に伴う需要の落ち込み等の影響で低迷していましたが、夏場以降、サウジアラビア石油施設への攻撃による被災及び米国によるイラン産原油の輸送に従事した中国船社への制裁等により高騰しました。冬場にかけても、需要期入りやSOx規制対応に伴う船腹供給の引き締め等から市況は高い水準で推移しました。当期末には感染症の影響で原油需要低下により一時市況は落ち込んだものの、OPECプラスの協調減産体制の決裂、サウジアラビアの増産への方針変更及び原油価格急落による洋上備蓄需要が高まったこと等から市況は再び高騰しました。



富士山丸 312,499 DWT (原油タンカー)

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのオイルタンカーにおいては、支配船腹を引き続き長期契約に投入しておりましたが、第1四半期中に入渠船があった影響等から損益は悪化しました。また、当期末には当社初のSOxスクラバーを搭載したVLCCが竣工しました。

■ ケミカルタンカー

<一般概況>

ケミカルタンカー市況は、中東域での地政学的リスクや世界経済の減速の影響等により低調に推移していましたが、秋口よりオイルタンカー市況の上昇やSOx規制対応の為に燃料油の切り替えに伴う燃料コスト上昇に引きずられる形で市況も上昇した影響等により回復基調となりました。しかしながら、当期末には感染症の影響等により荷動きが減少し、市況は若干弱含みました。



CREOLE SUN 49,760 DWT
(ケミカルタンカー)

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州向け及びアジア向けの数量輸送契約に加え、北アフリカからの燐酸液やスポット貨物を積極的に取り込むことにより稼働の維持に努めました。当社と米国オペレーターとの合併事業においても、既存船から燃費の良い船への代替を進め、数量輸送契約やスポット貨物の集荷により効率的な配船に努めました。また、サステナビリティへの取り組みとして、従来の重油のみならず、メタノールを推進燃料とすることが可能な当社初の2元燃料主機関搭載船が竣工し、長期契約に投入されました。

■ 大型ガスキャリア

<一般概況>

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリア市況は、夏場以降、米国からアジア向け裁定取引の活発化や、季節的要因による滞船等により船腹需給が引き締まったこと等から上昇しました。当期末にかけ輸送需要の減速により市況が弱含む場面はあったものの、燃料費下落の影響もあり、市況は概ね好調に推移しました。LNGキャリア市況は、一部軟調な局面があったものの、夏場及び冬場のエネルギー需要期に例年通り輸送需要が見られ、概ね堅調に推移しました。



<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリア及びLNGキャリア共に既存の中長期契約へ継続投入することで安定収益を確保したことに加え、LPGキャリアの一部が好市況を享受しました。

■ ドライバルクキャリア

<一般概況>

ドライバルクキャリア市況は、貿易摩擦やブラジルの鉱山ダム事故等の影響が前年から継続し、軟調な幕開けとなりました。夏場から秋口にかけては、南米出し鉄鉱石や穀物の荷動きが増加し、一旦市況は好転しましたが、SOx規制発効を前に冬場以降から再び下落しました。更にはアジアでの旧正月による減速に加え、感染症の影響による経済活動の縮小もあり、市況が低迷する中で当期末を迎えました。



PEGASUS ISLAND 88,876DWT
(ドライバルクキャリア)

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船とチップ専用船については順調に稼働しました。ポストパナマックス船については、市況上昇のタイミングを捉えた配船や数量輸送契約に投入し採算改善に努め、ハンディ船については、短期貸船により市況エクスポージャーの低減も図りつつ、契約貨物を中心に効率配船に努めました。その結果、ポストパナマックス船及びハンディ船では運航採算は市況と比較し堅調に推移しましたが、市況悪化の影響を完全に避けることはできませんでした。

以上の結果、外航海運業の売上高は683億91百万円（前期比5.4%増）、営業利益は6億51百万円（前期比11.8%増）となりました。

内航・近海海運業

売上高

92億44百万円

営業利益

5億70百万円

■ 内航ガス

<一般概況>

内航ガス輸送の市況は、夏場のLPG不需要期及び暖冬の影響で出荷は低調に推移したものの、製油所間転送需要は底堅く、堅調に推移しました。石油化学ガスもプラントの定期修繕及び設備検査等に伴い出荷は低調に推移しましたが、業界全体として修繕期間中の洋上ストレージ需要及び船員不足に伴う稼働隻数の減少も影響し、船腹需給は均衡して推移しました。



<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの内航ガス輸送においては、LPGの季節的要因による輸送量減少と石油化学ガス出荷プラントの定期修繕及び設備検査等による出荷量減少の影響を受けましたが、中長期契約に基づく安定的な売上確保と効率配船の実施により、採算の維持に努めました。しかしながら、当期に入渠工事が重なった影響により減益となりました。

■ 近海ガス

<一般概況>

近海ガス輸送の市況は、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量がプラントの定期修繕等に伴い低調であったため、軟調に推移しました。また、5,000m³型高压ガス船において余剰が生じたため、当社が主力とする3,500m³型高压ガス船の市況も軟化しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの近海ガス輸送においては、東南アジアの荷動きが軟調で市況下落の影響はありましたが、定期用船契約を締結していることで、安定した貸船料収入を維持することができました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は92億44百万円（前期比1.9%減）、営業利益は5億70百万円（前期比38.5%減）となりました。

不動産業

売上高

116億67百万円

営業利益

27億55百万円

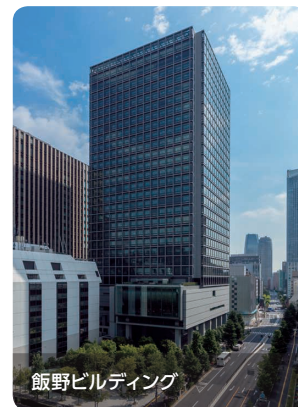
■不動産賃貸

<一般概況>

都心のオフィスビル賃貸市況は、企業の人員拡大等への対応に伴うオフィス拡張、統合移転需要により、新築及び築年数の経過していない大規模ビルを中心に入居スペースの減少が進み、既存ビルを含めた全体の空室率は低下したこと等から上昇傾向で推移しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、賃貸ビルにおいては、飯野ビルディングで一部事務所テナントの移転に伴い空室が生じましたが、その後の好調なオフィスビル賃貸市況を反映し、新規テナントの誘致に成功しました。一方、この移転時にLED照明の入替工事などを実施し、設備更新費用も増加したこと等から、同ビルは総じて減益となりました。その他の各所有ビルにおいては順調な稼働を維持しました。また、新橋田村町地区市街地再開発事業では、新築建物の鉄骨建方工事に着手しており、現在のところ2021年6月末の竣工を予定しています。



■不動産関連事業

<一般概況>

貸ホール・貸会議室においては、多数の競合施設がある中、厳しい顧客獲得競争が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、広告需要が引き続き堅調に推移しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、催事の積極的な誘致と映像設備の更新により高稼働を維持していましたが、当期末において、感染症の影響による催事自粛要請により稼働に著しい影響を受けました。

フォトスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、主力のスタジオ部門の稼働が堅調に推移し、安定した収益を確保しました。

また、当社は次世代ビジネスへの取組みの一環として、連結子会社を2020年1月に設立の上、2020年3月に英国ロンドンのオフィスビルを取得しました。

なお、当該物件の連結計算書類への反映は第130期連結会計年度からとなりますので、当連結会計年度の連結計算書類には含まれておりません。



以上の結果、不動産業の売上高は116億67百万円（前期比9.4%増）、営業利益は27億55百万円（前期比15.8%減）となりました。

2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に、自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

3. 設備投資等の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っており、当期に総額174億10百万円の設備投資を実施しました。

その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、買船した船舶への支払117億11百万円と、契約または建造中の船舶への支払31億1百万円を含む合計151億44百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工した船舶への支払10億54百万円と、契約または建造中の船舶への支払8億78百万円を含む合計19億77百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に2億74百万円の設備投資を実施しました。

4. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識の下に、よいサービスと商品を適正な利潤を得て社会に安定的に供給するとともに、すべてのコストについて不断の削減に努め、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行に当たっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

当社グループは、企業集団の人的・物的資源を生かしながら、次の3つの事業を推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス事業並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

当社グループは2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据えた、3か年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」（計画期間：2020年4月～2023年3月）を策定しました。

2017年度に策定された前中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年（2024年）に向けて -」（計画期間：2017年4月～2020年3月、以下「前計画」という）では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、海運業では、オイルタンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努め、また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区再開発事業を推進するとともに、英国ロンドンのオフィスビルを取得する等、次世代ビジネスへの取組みも加速化させ、海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げます。そして本計画期間中においては、前計画の方針を踏襲し、独自

のビジネスモデルである“IINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティ(※1)への積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV(※2))を目指して参りたいと考えております。

本計画において、当社グループは、増大する三国間輸送需要の取込みに向け、グローバルな事業展開の拡大を更に加速させます。また、変化の著しい社会環境及び海運市場への対応として、不動産事業及びエネルギー輸送への取組みを更に強化し、安定収益基盤の更なる盤石化を図ります。これら施策に加え、共通価値の創造を目指して社会的価値を創造するべく、サステナビリティへの取組みを加速して参ります。更に、環境・社会を意識した経営を進めるべくESG・SDGsへの対応を強化し、デジタル基盤を整備し新たな価値を創造するべくデジタルトランスフォーメーションの推進も加速させます。

また、本計画策定にあわせ、下記の通り「企業理念体系」を再整理しました。

(※1) 当社グループではサステナビリティ(持続可能性)を次の通り定義します。

「地球上の生態系が存続可能な環境の維持と人類社会の発展を両立させ将来世代に繋げること」

(※2) 共通価値の創造(CSV=Creating Shared Value)の定義は次の通りです。

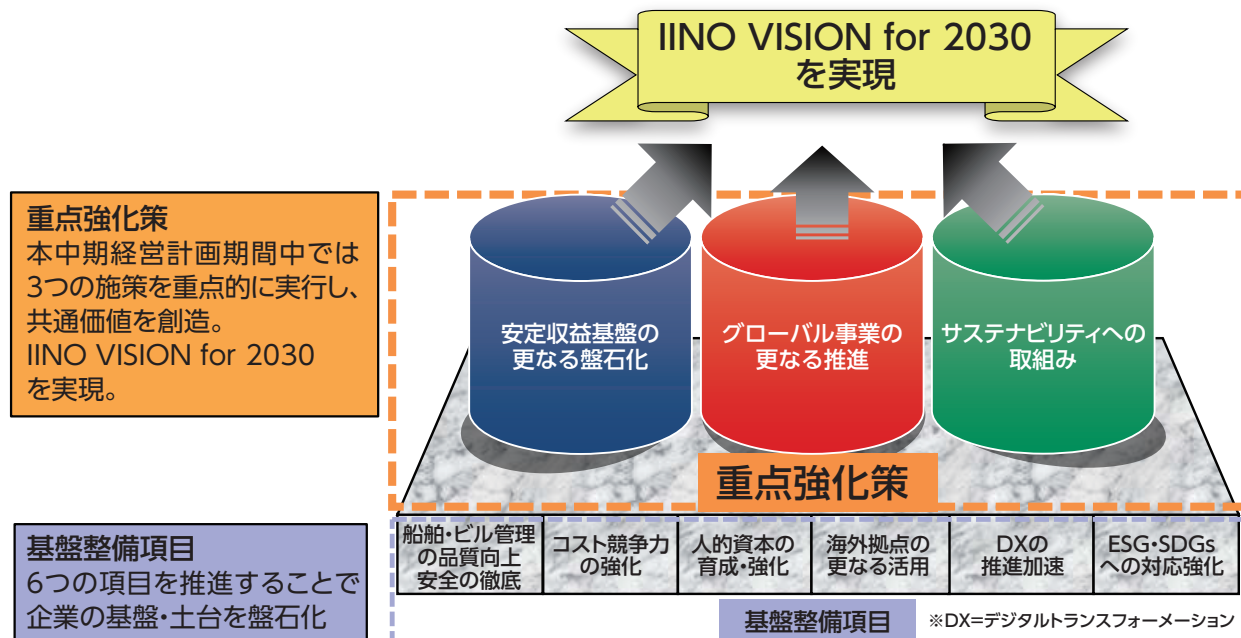
「経済的価値を創造しながら社会的ニーズに対応することで社会的価値も創造するアプローチ」

引用：Porter, Michael E., and Mark R. Kramer. “Creating Shared Value.” Harvard Business Review

企業理念体系



計画名 : Be **U**nique and **I**nnovative. : The Next Stage-2030年に向けて-
 テーマ : 共通価値の創造を目指して
 期間 : 2020年4月～2023年3月



数値目標

		2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2030年度 目標
前提	為替	109.13円/\$	105円/\$	105円/\$	105円/\$	
	燃料油※1	C重油：\$412/mt 適合油：\$598/mt	上期：\$300/mt 下期：\$500/mt	\$670/mt	\$650/mt	
売上高	(億円)	892	880	900～1,100	900～1,100	1,600
営業利益	(億円)	40	38	70～80	75～85	120
海運業		12	5	25～35	25～35	60
不動産業		28	33	45	50	60
経常利益	(億円)	35	36	65～75	70～80	100
当期純利益	(億円)	38	45	60～70	70～80	100
EBITDA※2	(億円)	139	156	190～200	195～205	250
ROE		5.2%	6%	7～8%	8～9%	10%
D/E Ratio	(倍)	1.72	最大2.0	最大2.0	最大2.0	最大2.0

※1燃料油・・・2020年度以降は適合油の単価前提

※2EBITDA・・・営業利益+減価償却費+主たる事業投資に係る受取配当金及び持分法投資損益

なお、上記数値目標の算出にあたっては、2020年4月から9月の間は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が継続するという前提のもと、売上高の減少及び費用の増加等を織り込んでいます。

「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて - 」の補足資料は、当社グループホームページに掲載しております。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

5. 財産及び損益の状況の推移

	第126期 (2016年度)	第127期 (2017年度)	第128期 (2018年度)	第129期(当期) (2019年度)
売上高 (百万円)	83,320	81,334	84,843	89,179
経常利益 (百万円)	5,105	4,631	4,701	3,455
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,885	4,243	4,685	3,788
1株当たり当期純利益 (円)	35.01	38.53	44.28	35.80
総資産 (百万円)	203,969	210,237	222,435	231,088
純資産 (百万円)	68,774	69,237	73,077	73,428

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストランスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
AZALEA TRANSPORT S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
LPG DAWN PANAMA S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
PERSEUS TANKERS S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
I K K H O L D I N G L T D	24,001千英国ポンド	100%	海外不動産業

- (注)1. 当期におきまして、海外子会社3社を設立し、海外子会社1社を清算しました。
2. 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は58社、持分法適用会社は5社であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外 航 海 運 業	全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送
内 航 ・ 近 海 海 運 業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送
不 動 産 業	東京都心を中心とした賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス事業及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業

8. 主要な事業所及び設備

(1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
②子会社

名 称	所 在 地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストランスポート株式会社	兵庫県神戸市

(2) 設備

①運航船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数 (K/T)
社 船	当社	16	1,647,077
	国内子会社	16	23,284
	海外子会社	22	1,127,204
	計	54	2,797,565
用 船		51	1,600,907
合 計		105	4,398,472

- (注) 1. 保有形態当社の16隻のうち、10隻については他社と共有しており、その共有相手持分は694,691重量トン (K/T) です。
2. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

②賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積(m ²)
飯 野 ビ ル デ ィ ン グ	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東 京 富 士 見 ビ ル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯 野 竹 早 ビ ル	東京都文京区小石川	4,736.37
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	32,702.37
N S 虎 ノ 門 ビ ル	東京都港区西新橋	9,877.04
BRACTON HOUSE	英 国 ロ ン ド ン	2,716.32

- (注) 1. 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。
2. NS虎ノ門ビルは、区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。
3. BRACTON HOUSEは、当社海外子会社が所有しております。なお、面積は総室内面積となります。また、連結計算書類への反映は第130期連結会計年度からとなりますので、当連結会計年度の連結計算書類には含まれておりません。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
外 航 海 運 業	226	8
内 航 ・ 近 海 海 運 業	215	△6
不 動 産 業	154	8
全 社 (共 通)	51	7
合 計	646	17

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものです。
2. △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
160	8	37.7	13.2

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、他社出向在籍者（72名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	23,422
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	16,473
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	16,189
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,633

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 111,075,980株（自己株式5,269,276株を含む。）
3. 株主数 8,608名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	5,264	4.97
飯野海運取引先持株会	5,107	4.82
株式会社みずほ銀行	4,941	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,354	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,890	3.67
三井住友信託銀行株式会社	3,622	3.42
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12
DAIWA CM SINGAPORE LTD（TRUST A／C）	2,224	2.10
損害保険ジャパン株式会社	2,105	1.99

(注) 当社は、自己株式5,269,276株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
當 舍 裕 己	代表取締役社長 社長執行役員	
岡 田 明 彦	代 表 取 締 役 専務執行役員	人事部管掌、経理部管掌、ビル事業部管掌、不動産開発企画部管掌、経営企画部担当、業務管理部担当、SR広報部担当及びイイノホール(株)代表取締役社長
荒 木 俊 雄	取 締 役 専務執行役員	海務部管掌及びイイノマリンスービス(株)代表取締役社長
小 藺 江 隆 一	取 締 役 常務執行役員	油槽船部管掌、ガス船部管掌、ケミカル船第一部管掌、ケミカル船第二部管掌、海外戦略管掌、専用船部担当及び不定期船部担当
神 宮 知 茂	取 締 役 常務執行役員	経理部担当、イイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長及び飯野システム(株)代表取締役社長
遠 藤 茂	取 締 役	日揮ホールディングス(株)社外取締役、(株)ADEKA社外取締役及び外務省参与
大 江 啓	取 締 役	
吉 田 康 之	取 締 役	(株)タダノ社外取締役
橋 村 義 憲	常 勤 監 査 役	
堀之内 博 一	監 査 役	
山 田 義 雄	監 査 役	弁護士

- (注) 1. 取締役遠藤茂、大江啓及び吉田康之の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役堀之内博一及び山田義雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役堀之内博一氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、遠藤茂、大江啓、吉田康之、堀之内博一及び山田義雄の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ております。
6. 当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

(ご参考) 執行役員 (取締役の兼務者を除く) の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	備 考
佐 藤 仁	専務執行役員	イイノガストランスポート(株)代表取締役社長
長谷川 陽 一	執 行 役 員	油槽船部担当及びガス船部担当
吉 川 貢 市	執 行 役 員	事業開発推進部担当及び海外戦略担当
井 上 徳 親	執 行 役 員	海務部担当及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
藤 村 誠 一	執 行 役 員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当、ケミカル船第一部長委嘱、ケミカル船第二部長委嘱及びIINO SINGAPORE PTE.LTD.取締役社長
大 谷 祐 介	執 行 役 員	ビル事業部担当、不動産開発企画部担当及びイイノエンタープライズ(株)代表取締役社長
佐 藤 靖 男	執 行 役 員	人事部担当及び人事部長委嘱

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	8名	211百万円
監 査 役	3名	40百万円
合 計	11名	251百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議されております。
3. 上記報酬等の総額のうち、社外役員5名(社外取締役3名、社外監査役2名)の報酬等の総額は39百万円であります。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に取締役に対する役員賞与として費用処理した次の金額を含んでおります。
- 取締役 8名 13百万円

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	遠 藤 茂	取締役会 (開催20回中20回)	長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
	大 江 啓	取締役会 (開催20回中20回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
	吉 田 康 之	取締役会 (開催15回中15回)	シンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。
社 外 監査役	堀之内 博一	取締役会 (開催20回中20回) 監査役会 (開催15回中15回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	山 田 義 雄	取締役会 (開催20回中20回) 監査役会 (開催15回中15回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

- (注) 1. 遠藤茂氏は日揮ホールディングス(株)、(株)ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しております。当社は同社及び同省との間に取引関係はありません。
2. 吉田康之氏は(株)タダノの社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、IINO SINGAPORE PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしていません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

2020年3月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制は次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括します。

当社グループの業務執行においては、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについて、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

更に当社グループの事業に関しては、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に対応します。

また、当社グループは、事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議及び取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行います。

また、重要事項の決議を行うと共に、取締役・執行役員の職務の執行の監督を行うために原則と

して毎月1回定例取締役会を開催します。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについて、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：チーフコンプライアンスオフィサー）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図ります。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役員は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社グループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に企業活動を行います。

①当社の主要なグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社の取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されます。

また、当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けます。

②当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行います。

③当社の主要なグループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されます。

④当社社長執行役員直属の経営監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置します。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要とします。

また、監査役スタッフが監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けます。
- ②常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けます。
- ③常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告します。
- ④当社グループの役職員が社内に違法行為、企業倫理に違反する行為があるまたはその懸念があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができるよう、内部通報制度を設けております。
「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受けます。
- ⑤「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」では、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上します。但し、緊急又は臨時で監査役が支出した費用については、事後、当社に支払いを請求します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受けます。

また、監査役は必要に応じ随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次情報交換を行うなど、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができます。

[反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における主な実施状況は次の通りです。

[主な会議の開催状況]

取締役の職務の適法性の確保と取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、取締役会は20回、監査役会は15回、経営執行協議会（取締役会から授権された事項の審議・決議を行う機関）は48回及びリスク管理委員会（当社グループ全体のリスクにかかる横断管理と、各種方針について審議し、提案・助言を行う機関）は32回開催しました。

[監査役]

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び社外取締役を含めた他の取締役、経営監査室及び会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

[内部監査]

経営監査室は、あらかじめ定めた内部監査計画に基づき、当社の各部門及び関係会社が行う業務の適正性や妥当性、有効性等について監査を実施しており、その内容については社外監査役を含む全監査役と情報を共有しております。

[内部統制評価]

取締役会は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、あらかじめ策定した実施計画に基づき経理部、経営監査室等を指揮して内部統制評価を実施しました。

[コンプライアンス]

リスク管理委員会の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。今年度は「コンプライアンス委員会」を5回開催し、グループ全体のコンプライアンスにかかわる状況を確認するとともに、当社グループのコンプライアンス施策について討議を行いました。

2016年4月にグループ役職員を対象としている内部通報制度の改定を行い、社内通報窓口に加えて、新たに社外の弁護士にも窓口を委託しています。また、インサイダー取引規制に関する研修会やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等防止のための社内講習会の開催などを通じ、グループ役職員のコンプライアンス意識向上に取り組みました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	29,884
現金及び預金	14,211
受取手形及び売掛金	7,006
棚卸資産	2,544
繰延及び前払費用	1,744
その他流動資産	4,381
貸倒引当金	△ 3
固定資産	201,204
有形固定資産	182,056
船舶	84,065
建物及び構築物	39,561
土地	41,612
リース資産	6,202
建設仮勘定	10,422
その他有形固定資産	194
無形固定資産	551
電話加入権	9
その他無形固定資産	542
投資その他の資産	18,597
投資有価証券	15,762
長期貸付金	186
繰延税金資産	101
その他長期資産	2,548
資産合計	231,088

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	47,563
買掛金	5,136
短期借入金	34,892
未払費用	290
未払法人税等	219
前受金	2,873
賞与引当金	311
リース債務	1,907
その他流動負債	1,935
固定負債	110,097
長期借入金	91,435
役員退職慰労引当金	62
退職給付に係る負債	705
特別修繕引当金	3,025
受入敷金保証金	8,201
リース債務	4,471
繰延税金負債	1,954
その他固定負債	244
負債合計	157,660
(純資産の部)	
株主資本	70,002
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
利益剰余金	52,542
自己株式	△ 3,245
その他の包括利益累計額	3,283
その他有価証券評価差額金	1,803
繰延ヘッジ損益	725
為替換算調整勘定	756
非支配株主持分	143
純資産合計	73,428
負債・純資産合計	231,088

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,179
売上原価		78,074
売上総利益		11,105
販売費及び一般管理費		7,129
営業利益		3,976
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	759	
為替差益	8	
持分法による投資利益	311	
その他	17	1,157
営業外費用		
支払利息	1,463	
その他	214	1,678
経常利益		3,455
特別利益		
固定資産売却益	968	
投資有価証券売却益	1	969
特別損失		
固定資産除却損	20	
投資有価証券評価損	210	
ゴルフ会員権評価損	1	
その他	1	231
税金等調整前当期純利益		4,193
法人税、住民税及び事業税	287	
法人税等調整額	127	414
当期純利益		3,780
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 8
親会社株主に帰属する当期純利益		3,788

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,840
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,234
現金及び現金同等物に係る 換算差額	△ 89
現金及び現金同等物の増減額	4,382
現金及び現金同等物の期首残高	9,826
現金及び現金同等物の期末残高	14,208

(注)本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	28,175
現金及び預金	2,782
海運業未収金	4,976
不動産業未収金	690
短期貸付金	12,112
販売用不動産	3
貯蔵品	1,881
繰延及び前払費用	1,038
代理店債権	1,575
リース債権	957
その他流動資産	2,162
固定資産	129,260
有形固定資産	101,687
船舶	19,986
建物	38,731
土地	34,639
建設仮勘定	7,563
その他有形固定資産	768
無形固定資産	184
電話加入権	4
ソフトウェア	179
その他無形固定資産	0
投資その他の資産	27,390
投資有価証券	13,434
関係会社株式	7,921
出資金	18
関係会社出資金	883
長期貸付金	3,924
リース債権	306
その他長期資産	904
資産合計	157,436

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	33,844
海運業未払金	3,379
不動産業未払金	454
短期借入金	17,514
1年内返済予定の長期借入金	7,958
未払法人税等	60
未払金	66
未払費用	153
前受金	2,755
賞与引当金	236
その他流動負債	1,270
固定負債	63,509
長期借入金	53,904
退職給付引当金	207
特別修繕引当金	119
受入敷金保証金	8,187
繰延税金負債	983
その他固定負債	109
負債合計	97,354
(純資産の部)	
株主資本	58,017
資本金	13,092
資本剰余金	7,613
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	1,380
自己株式処分差益	1,380
利益剰余金	40,557
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	39,432
圧縮記帳積立金	69
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	28,363
自己株式	△ 3,245
評価・換算差額等	2,065
その他有価証券評価差額金	1,772
繰延ヘッジ損益	293
純資産合計	60,082
負債・純資産合計	157,436

損益計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益	68,042	
不動産業収益	9,256	77,298
売上原価		
海運業費用	64,800	
不動産業費用	5,843	70,643
売上総利益		6,655
販売費及び一般管理費		4,249
営業利益		2,406
営業外収益		
受取利息	184	
受取配当金	1,311	
投資事業組合運用益	142	
その他	177	1,813
営業外費用		
支払利息	666	
関係会社債権放棄損	111	
為替差損	80	
その他	186	1,042
経常利益		3,177
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
投資有価証券評価損	210	
固定資産除却損	20	
ゴルフ会員権評価損	1	
その他	0	231
税引前当期純利益		2,947
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△ 4	7
当期純利益		2,940

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永淳浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚

偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 富永淳浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

飯野海運株式会社 監査役会

監 査 役 (常 勤) 橋村 義 憲 ㊟

監 査 役 堀之内 博 一 ㊟

監 査 役 山田 義 雄 ㊟

(注) 監査役 堀之内博一及び監査役 山田義雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

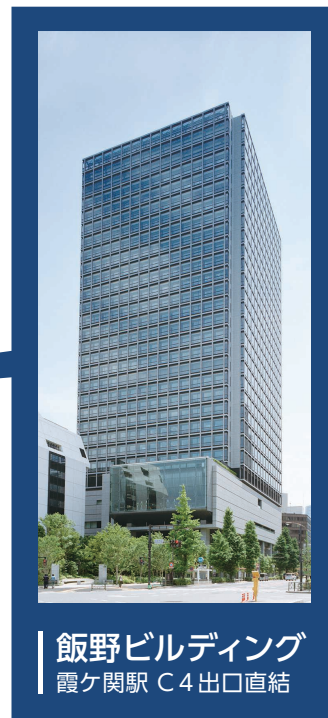
以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月に開催いたします。
配 当 基 準 日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日（中間配当実施の場合）
単 元 株 式 数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵 便 物 送 付 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
公 告 の 方 法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 https://www.iino.co.jp/kaiun
飯 野 海 運 株 式 会 社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03)6273-3069

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 **イイノホール（飯野ビルディング4階）**



交通

東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」C4出口 直結・C3出口 徒歩約1分

東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩約5分

東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」9番出口・1番出口 徒歩約3分

都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」A6出口 直結 徒歩約3分・A7出口 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。

